

# 「拉致被害者・家族に対する総合的な 支援策について」(改訂)の概要

政府拉致問題対策本部  
2014年11月28日

# 「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」(改訂)

## 改訂の背景

- ・ 支援法に基づき支給している拉致被害者等給付金(現行給付金)について、現受給者は平成26年度末に期限が到来。
- ・ 帰国拉致被害者が今後退職年齢に達する等の中で、長期間の拉致により貯蓄が十分でなく、また厚生年金等の加入期間が短期間で報酬比例部分の年金額が十分ではない。
- ・ 今後の新たな拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する必要がある。

関係省庁拉致問題連絡会(支援幹事会)での検討

拉致被害者等支援法の一部改正(議員立法)

## 改訂の内容

### 【基本的考え方】

- ① 拉致被害者は平時における国家的犯罪という特殊事情により経済的基盤を喪失 ⇒ 他の類似制度との兼合いも踏まえつつ、最大限の支援措置
- ② 今後帰国する拉致被害者等について想定される様々なケースに対応して、帰国者が日本で安心して生活できる環境をきめ細かく整備
- ③ これらにより、拉致被害者等の日本への円滑な帰国・定住を促進

### ① 現行給付金の取扱い

- 今後帰国する拉致被害者及び配偶者について、例外的に5年を限度として給付金支給期限(10年)を延長できるものとする
- 帰国当初より子供が別世帯を構成していることも想定した見直し
  - ・ 滞在援助金の支給対象範囲の拡大(拉致被害者等給付金と同様に)
  - ・ 子供の配偶者等への扶養加算の創設
  - ・ 10年間の全支給期間にわたって子供の別世帯扱いを可能に
- 大都市に居住する場合を想定した調整措置の創設

### ② 新たな老後の支援策

- 本人及び配偶者について、老後の所得を補完する新たな老齢給付金の創設
  - ・ 高齢者世帯の平均所得を基準とし、老後の生活費を十分に踏まえた水準
  - ・ 60歳支給開始の世帯ベースの制度
  - ・ 一定要件の下に一部一時金として受給可
- 外国人配偶者について、国民年金に相当する給付が全くない状況が生じることを防止するため、配偶者支援金の創設
- 日本語の不自由な高齢者を想定した生活相談

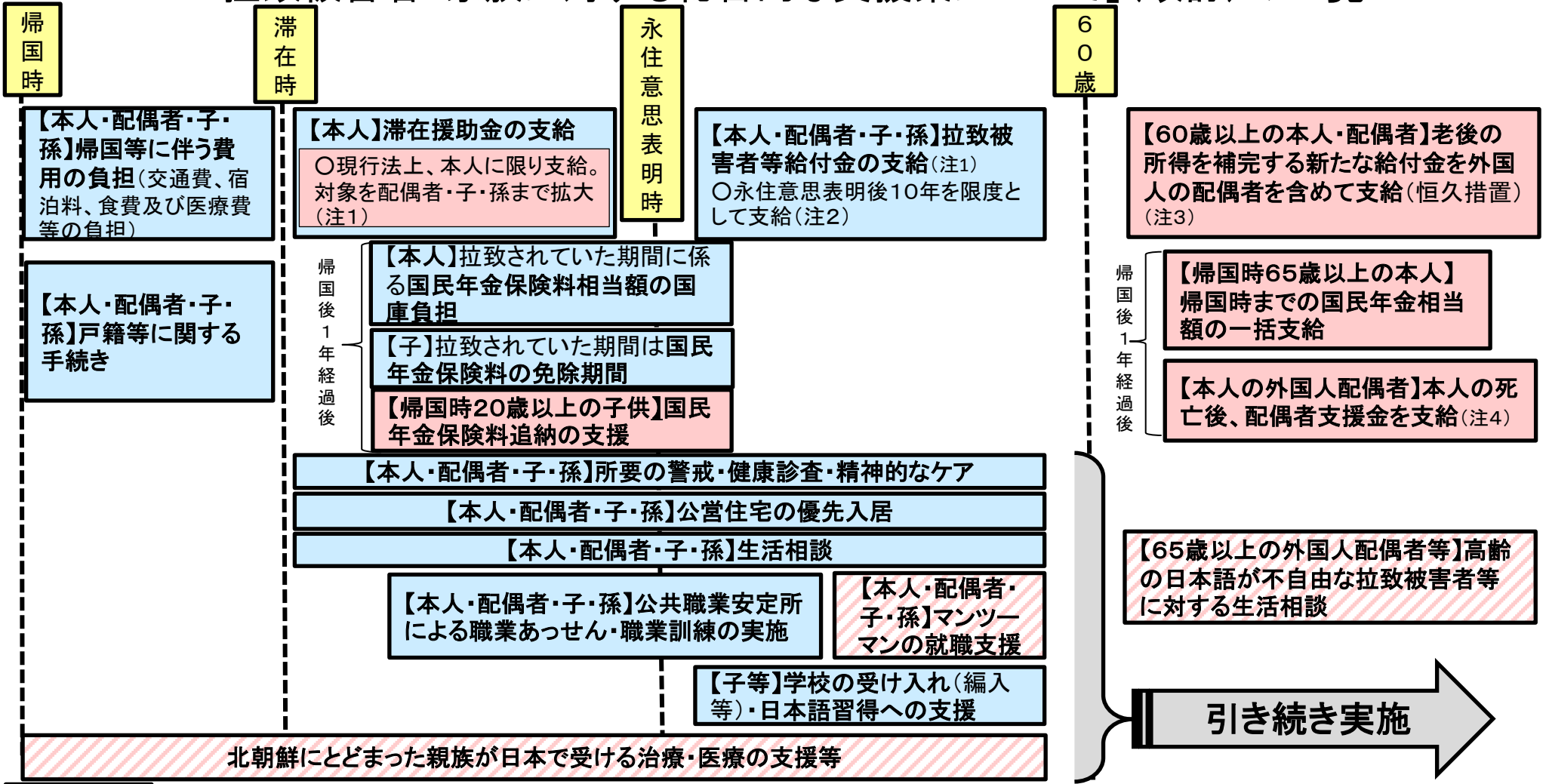
### ③ 新たな拉致被害者帰国に向けた施策

- 成人後かなりの期間が経過した子供が帰国した場合の支援策の充実
  - ・ 滞在援助金の支給対象範囲の拡大など(再掲)
  - ・ 子供の国民年金保険料の追納支援
  - ・ 雇用機会確保の強化
- 65歳以上で帰国した拉致被害者について、帰国前に係る国民年金相当額の特別給付
- 一部の親族が北朝鮮にとどまった場合の支援策
  - ・ 北朝鮮にとどまった親族が日本で受ける治療・医療の支援など

## 早期改訂の効果

- ① 我が国として新たな拉致被害者の帰国に向けて万全の準備を進め、全ての拉致被害者を取り戻すという姿勢を対外的に示す。
- ② 既に帰国されている拉致被害者の方々に、老後の支援策が充実されることについて早く安心感を持っていただく。
- ③ 新たな拉致被害者の方々が帰国された場合に、帰国直後から改訂後の支援策を適用できる。

# 「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策について」(改訂)の一覧



従来の支援策の枠組みで実施  
 改訂事項のうち法律改正が必要なもの  
 改訂事項のうち予算措置等によるもの

(注1) 滞在援助金及び拉致被害者等給付金: 地域手当のような調整措置、子供の配偶者等への扶養加算の創設、給付金について10年間の全支給期間にわたって子供の別世帯扱いを可能に(内閣府令改正)。  
 (注2) 今後帰国する拉致被害者及び配偶者について、例外的に5年を限度として給付金支給期限(10年)を延長できるものとする(法原始附則改正)。  
 (注3) 老後の所得を補完する新たな給付金: 長期間の拉致により貯蓄が十分でないこと等も勘案して、その水準は高齢者世帯の平均所得等を参考に設定。一定の要件の下、一部を一時金により受給できるようにする。  
 (注4) 配偶者支援金: 老齢基礎年金の3分の2相当額を支給。